

第五号

徳島県長期継続契約に関する条例の一部改正について

徳島県長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年九月二十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例

徳島県長期継続契約に関する条例（平成十七年徳島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

本則中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 医療の提供に必要な物品の借入れの契約

本則に次の六号を加える。

八 受付案内の業務の委託契約

九 給食の業務の委託契約

十 医療事務、院内保管所の運営又は医療の提供に必要な業務の委託契約

十一 放置車両の確認及び標章の取付けの業務の委託契約

十二 運転免許証更新時講習又は違反者講習に関する業務の委託契約

十三 自動車保管場所の現地調査の業務の委託契約

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

県の事務事業における業務内容の多様化、外部委託の進展等により、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼす契約が増加していることに鑑み、長期継続契約を締結することができる契約の対象を拡大する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。